

## 医療費控除の注意

領収書がないと控除が受けられません。必ず、事前に集計を済ませておきましょう。

### ▶寝たきりの人のおむつ代

6カ月以上寝たきりで、医師の診断を受けている人が対象です。控除の申請には、医師が発行した「使用証明書」と「領収書」が必要です。

▶介護保険に係る施設入所(通所)や訪問看護などの利用料  
医療費控除該当額が書いてある証明書(領収書)が必要です。施設からもらってください。自己負担額の全てが控除の対象ではありません。

・医療費控除額=支払った医療費の額ではありません。控除額とは、保険などで補てんされた額を除き、10万円と「総所得金額などの合計額の5%」のいずれか少ない方の金額を差し引いた額です。

・領収書の添付が必要となりますので、国民健康保険などの高額療養費などの請求がある場合は、請求後に申告を行ってください。

## 年金収入の人の申告書作成会

▶日時 2月9日(火)

大津小・大津南小・美咲野小学校区の人

2月10日(水)

室小・大津北小・護川小・大津東小学校区の人

午前9時～午前11時、午後1時～午後3時

▶場所 町中央公民館2階 大会議室

## 住宅ローン控除(新規)の申告書作成会

▶日時 2月9日(火)、10日(水)

午前9時～午前11時、午後1時～午後3時

▶場所 町中央公民館2階 大会議室

※詳しくは広報おおづ1月号をご覧ください。

## 税理士無料相談会

南九州税理士会菊池支部による無料相談会です。

▶期間 2月8日(月)

～2月12日(金)

(土日祝を除く)

▶場所 菊池税務署

## 日曜の申告相談

確定申告期間の閉庁日による申告相談ができます。

ぜひご利用ください。

▶期日 2月21日(日)

2月28日(日)

▶場所 熊本西・東税務署

## 知っていますか?

### 障害者控除対象者認定書

町では障害者手帳を持っていない65歳以上の高齢者で介護保険の要介護・要支援認定情報により、障害者控除対象者認定書を交付しています。この認定書で所得税・住民税の申告時に控除を受けることができます。寝たきり度、認知度により判定しますので、要介護認定を受けていても該当しない場合があります。

●問い合わせ 役場福祉課 介護保険係 ☎096(293)3510

# 所得税

確定申告もお早めに

日時 2月16日(火)～3月15日(火)

午前9時～午後4時

(土、日は休みです。提出は税務署玄関の時間

外収受箱をご利用ください)

○確定申告をしなければならない人

▶昨年中の所得の合計額が基礎控除、扶養控除、社会保険料控除などの所得控除の額を超える人

▶サラリーマンで、給与の年収が2千万円を超える人や給与や年金以外の所得が20万円を超える人

▶給与・年金などの収入がある人で、年末調整や扶養控除・医療費控除などにより、源泉徴収されている所得税の還付を受ける人

詳しくは、広報おおづ1月号と一緒にご覧ください。

平成27年分の確定申告の会場は

## 「菊池税務署」



## 申告に必要な書類

▶給与、年金などの源泉徴収票(源泉徴収票がないと申告できません。年金の場合は通知書とは異なります。確認して持参してください)

▶印かん

▶生命保険料、地震保険料の控除証明書

▶国民年金納付証明書、任意継続保険領収書

▶農業、営業、不動産所得がある人は、収支(収入金額と必要経費)を取りまとめた収支計算書

経費などの金額が確認できる領収書や農協発行の計算書などの書類(税務署での申告の場合は不要)

▶医療費控除を受ける人は医療費の領収書、保険や高額医療の払戻額が分かる明細書

▶税務署から送付された申告書やお知らせハガキ

▶所得税が還付になる人は振込先の預金通帳 など

# 町県民税

町県民税の申告相談を行います。

日時 2月16日(火)～3月15日(火)

午前9時～午前11時、午後1時～午後3時

(土、日は休みです)

場所 町中央公民館2階 大会議室

○町県民税の申告をしなくてよい人

▶所得税の確定申告をする人

▶給与以外に所得がなく年末調整が済んでいる人

▶公的年金以外に収入がなく、年金収入が98万円以下の人

※扶養控除や医療費控除などがお済みでない人は、申告をしてください。

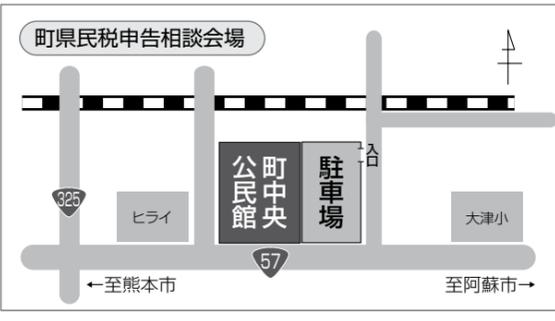
※障害者年金や遺族年金など非課税所得がある人で、平成28年1月1日現在大津町在住の親族の税の扶養になっていない人は申告が必要です。

詳しくは、広報おおづ1月号と一緒にご覧ください。

※会場は大変混雑するため、待ち時間・申告受付ともに長時間お待たせする場合があります。時間にゆとりを持ってお越しください。

※相談者が多いときは早めに締め切ることがあります。

※申告相談は役場では受け付けていません。



## 町県民税申告相談会場でできない申告

申告の内容によっては税務署をご案内する場合があります。

以下については税務署での申告をよろしくお願ひします。

▶青色申告、消費税、贈与税、相続税の申告

▶譲渡所得の申告(土地・建物、株式などの譲渡)

▶山林所得の申告

▶配当、FX取引、先物取引などの所得がある場合の申告

▶過年度分の修正申告、更正の請求

▶雑損控除の申告 など

申告の時期がやってきました。  
申告は、町県民税をはじめ、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者保険料、保育料、児童手当などの受給の判定や各種税証明などの基礎となります。必ず期間内に申告しましょう。

# 早めに正しく申告を!

●問い合わせ 役場税務課 ☎096(293)3117

## 使って実感! ネットで申告「e-Tax」

「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」では、自宅やオフィス、税理士事務所などからインターネットを利用して、国税に関する各種手続(①所得税、法人税、消費税、酒税および印紙税の申告、②全ての国税の納税、③納税証明書の交付請求および法定調書の提出などの申請・届出など)ができます。詳しくは、e-Tax ホームページをご覧ください。  
<http://www.e-tax.nta.go.jp>